明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（四三）　四
○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（四四）　七
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（四五）　三
○児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（四六）　三
〔政　令〕
○東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（三七）　三
○地域保健法施行令の一部を改正する政令（三八）　三
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（三九）　三
〔府令・省令〕
○沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・防衛一）　三
〔省　令〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務五）　二
〔告　示〕
○飼料の公定規格の一部を改正する件（農林水産四七一）　二
〔官庁報告〕
官庁事項　二
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）　二
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（二次速報）（二〇一九年一～三月期（内閣府）　二

本号で公布された法令のあらまし

◇国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（法律第四三号）（国会）

1　参議院議員の歳費の国庫への返納

㈠　参議院議員が、令和四年七月三一日までの間において、支給を受けた歳費の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第一九九条の二（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定は、適用しないこととした。（附則第一五項関係）

㈡　㈠により歳費の一部に相当する額を国庫に返納するに当たっては、㈠の措置が参議院に係る経費の節減に資するためのものであることに留意し、月額七万七、〇〇〇円を目安とするものとすることとした。（附則第一六項関係）

2　施行期日等

㈠　1の㈠は、この法律の施行の日以後に支給を受ける歳費の一部に相当する額を国庫に返納する場合について適用することとした。（改正法附則第二項関係）

㈡　1の㈠による参議院議員の歳費の一部に相当する額の国庫への返納が参議院に係る経費の節減の必要性を踏まえ認められるものであることに鑑み、参議院全体としてこれに取り組むよう努めるとともに、参議院に係る経費の節減については、更に検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすることとした。（改正法附則第三項関係）

㈢　この法律は、令和元年八月一日から施行することとした。

◇法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（法律第四四号）（文部科学省）

一　法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

1　国は、4の法曹養成連携協定の目的となっている大学の課程における教育の充実を図る責務を有することとした。（第三条第一項関係）

2　大学は、法科大学院において、次に掲げる学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施することとした。（第四条関係）

㈠　法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。2において同じ。）

㈡　法曹となろうとする者に共通して必要とされる㈠に掲げる専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。2において同じ。）

㈢　㈠及び㈡に掲げるもののほか、法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力

㈣　次に掲げるものその他㈠から㈢までに掲げる専門的学識及びその応用能力の基盤の上に涵養すべき将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養

(1)　法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力

(2)　法律に関する実務の基礎的素養

3　法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における成績評価、修了の認定及び三の1の法科大学院を設置する大学の学長の認定の基準及び実施状況等を公表することとした。（第五条関係）

4　法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置こうとする大学と、当該課程における教育の実施等に関する協定（7において「法曹養成連携協定」という。）を締結し、文部科学大臣の認定を受けることができることとした。（第六条関係）

5　法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院の入学者選抜の実施方法等について、次に掲げる者に対する適切な配慮を行うこととした。（第一〇条関係）

㈠　職業経験を有する者であって法科大学院に入学しようとする者

㈡　法学を履修する課程以外の大学の課程を修了して法科大学院に入学しようとする者